



福島医発第 1113 号 (地)

平成 27 年 7 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

ボトックス注用 100 単位及び同 50 単位、エムラクリーム並びに
ラジカット注 30 mg 及び同点滴静注バッグ 30 mg の医薬品医療機器法上の
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

平成 27 年 6 月 26 日付け保医発 0626 第 2 号により、標記薬剤の保険適用上の
取扱いに関する留意事項が一部改正された旨、日本医師会より通知が参りました
のでご連絡申し上げます。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等が変更されたことに伴う
ものであります。

また、ラジカット注 30mg 及び同点滴静注バッグ 30mg については、今回の効能
効果の追加（「筋萎縮性側索硬化症（ALS）における機能障害の進行抑制」の追
加）に伴い、保険医が投薬することができる注射薬とすることが 6 月 24 日の中医
協で了承されましたが、これに関連して掲示事項等告示が改正されております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い
申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム（医
療保険「医薬品の保険上の取扱い等」）に掲載が予定されております。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

日 医 発 第 351 号（保 63）
平 成 27 年 7 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
横 倉 義 武

ボトックス注用100単位及び同50単位、エムラクリーム並びに
ラジカット注30mg及び同点滴静注バッグ30mgの
医薬品医療機器法上の効能・効果等の変更に伴う
留意事項の一部改正等について

平成27年6月26日付け保医発0626第2号 厚生労働省保険局医療課長通知により、
標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項の一部改正等が示されましたので
お知らせ申し上げます。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等が変更されたことに伴うもので
あります。

また、ラジカット注 30mg 及び同点滴静注バッグ 30mg については、今回の効能効果
の追加（「筋萎縮性側索硬化症（ALS）における機能障害の進行抑制」の追加）に伴い、
保険医が投薬することができる注射薬とすることが6月24日の中医協で了承されま
したが、これに関連して揭示事項等告示が改正されております。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上
げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療
保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. ボトックス注用100単位及び同50単位、エムラクリーム並びにラジカット注30mg
及び同点滴静注バッグ30mgの医薬品医療機器法上の効能・効果等の変更に伴う留
意事項の一部改正等について
（平27.6.26 保医発0626第2号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 官報（平27.6.30 第6564号 抜粋）
3. 揭示事項等告示の一部改正等について
（平27.6.30 保医発0630第1号 厚生労働省保険局医療課長）
4. 平成27年6月24日 中医協総会資料（総-1）

添付資料 1

保 医 発 0 6 2 6 第 2 号
平 成 2 7 年 6 月 2 6 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

ボトックス注用100単位及び同50単位、エムラクリーム並びにラジカット注30mg及び同点滴静注バッグ30mgの医薬品医療機器法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

ボトックス注用100単位及び同50単位については、それぞれ、「薬価基準の一部改正について」(平成9年4月1日付け保険発第49号)及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」(平成20年12月18日付け保医発第1218001号)において、エムラクリームについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」(平成24年4月17日付け保医発0417第1号)において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

平成27年6月26日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、ボトックス注用100単位及び同50単位、エムラクリーム並びにラジカット注30mg及び同点滴静注バッグ30mgについて、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について

(1) ボトックス注用100単位

「薬価基準の一部改正について」(平成9年4月1日付け保険発第49号)の記Ⅱの2の(1)を次のように改める。

- (1) 本剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙攣性斜頸、上肢痙攣、下肢痙攣、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙攣に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙攣性斜頸、上肢痙攣、下肢痙攣、2歳以上の小児脳性麻痺患者にお

ける下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視に使用した場合に限り算定するものであること。

(2) ボトックス注用50単位

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成20年12月18日付け保医発第1218001号)の記2の(2)の①を次のように改める。

- ① 本薬剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、重度の原発性腋窩多汗症及び斜視に使用した場合に限り算定するものであること。

(3) エムラクリーム

「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成24年4月17日付け保医発0417第1号)の記2の(4)を次のように改める。

(4) エムラクリーム

- ① 本薬剤を単なる美容を目的とした皮膚レーザー照射療法時の疼痛緩和に使用した場合は算定できないものであること。また、本薬剤の使用上の注意において「国内ではシミ、シワ、ニキビ跡、脱毛等(半導体レーザーや炭酸ガスレーザー等を用いた皮膚レーザー照射療法)に対する本剤の有効性及び安全性は検討されていない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本薬剤を注射針・静脈留置針穿刺時の疼痛緩和に用いる場合、本薬剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できない。

2 ラジカット注30mg及び同点滴静注バッグ30mgの効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について

本薬剤を筋萎縮性側索硬化症(ALS)における機能障害の進行抑制に用いる場合は、効能・効果に関連する使用上の注意において、「臨床試験に組み入れられた患者のALS重症度分類、呼吸機能等の背景及び試験ごとの結果を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分理解した上で、適応患者の選択を行うこと」及び「ALS重症度分類4度以上の患者及び努力性肺活量が理論正常値の70%未満に低下している患者における本剤の投与経験は少なく、有効性及び安全性は確立していない。これらの患者に本剤を投与することについては、リスクとベネフィットを考慮して慎重に判断すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参考：新旧対照表)

◎「薬価基準の一部改正について」(平成9年4月1日付け保険発第49号)記Ⅱの2

改 正 後	現 行
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2. ボトックス注用100 保険適用上の取扱い (1) 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、<u>重度の原発性腋窩多汗症及び斜視</u>以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、<u>重度の原発性腋窩多汗症及び斜視</u>に使用した場合に限り算定するものであること。 (2) (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 2. ボトックス注用100 保険適用上の取扱い (1) 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足<u>及び重度の原発性腋窩多汗症</u>以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足<u>及び重度の原発性腋窩多汗症</u>に使用した場合に限り算定するものであること。 (2) (略)

◎「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成20年12月18日付け保医発第1218001号)記2の(2)

改 正 後	現 行
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) ボトックス注用50 ① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、<u>重度の原発性腋窩多汗症及び斜視</u>以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足、<u>重度の原発性腋窩多汗症及び斜視</u>に使用した場合に限り算定するものであること。 ②・③ (略)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (2) ボトックス注用50 ① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、警告において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足<u>及び重度の原発性腋窩多汗症</u>以外には使用しないこと」、また、使用上の注意において、「これら以外の適応には安全性が確立していないので絶対使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上肢痙縮、下肢痙縮、2歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足<u>及び重度の原発性腋窩多汗症</u>に使用した場合に限り算定するものであること。 ②・③ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成24年4月17日付け保医発0417第1号）記2の(4)

改正後	現行
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) エムラクリーム ① <u>本製剤を単なる美容を目的とした皮膚レーザー照射療法時の疼痛緩和に使用した場合は算定できないものであること。</u> また、本製剤の使用上の注意において「国内ではシミ、シワ、ニキビ跡、脱毛等（半導体レーザーや炭酸ガスレーザー等を用いた皮膚レーザー照射療法）に対する本剤の有効性及び安全性は検討されていない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。 ② <u>本製剤を注射針・静脈留置針穿刺時の疼痛緩和に用いる場合、本製剤の薬剤料は麻酔の部において算定するが、これに伴う手技料は算定できない。</u>	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (4) エムラクリーム <u>本製剤は、皮膚レーザー照射療法（単なる美容を目的として実施されたものを除く。）時の疼痛緩和について使用した場合に限り算定できるものであること。</u>また、本製剤の使用上の注意において「国内ではシミ、シワ、ニキビ跡、脱毛等（半導体レーザーや炭酸ガスレーザー等を用いた皮膚レーザー照射療法）に対する本剤の有効性及び安全性は検討されていない。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

○厚生労働省告示第三百五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十三年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第十第一号中「及び注射用抗菌薬」を「注射用抗菌薬及びエダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）」に改める。

保 医 発 0 6 3 0 第 1 号
平 成 2 7 年 6 月 3 0 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

」 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

揭示事項等告示の一部改正等について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が、平成27年厚生労働省告示第305号をもって改正され、平成27年7月1日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、揭示事項等告示の改正に伴い、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305 第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 揭示事項等告示の一部改正について

「エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）」について、揭示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

2 関連通知の一部改正について

留意事項通知の一部を次のように改める。

別添1第2章第2部第3節C200(1)中「及び注射用抗菌薬」を「、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤」に改める。

別添3区分01(5)イ中「及び注射用抗菌薬」を「、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発第0305第3号)

改 正 後	現 行
別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI ₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製	別添1 第2章 特掲診療料 第2部 在宅医療 第3節 薬剤料 C200 薬剤 (1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。 【厚生労働大臣の定める注射薬】 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI ₂ 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H ₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコ
ポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポ
エチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ
ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ
プト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電
解質製剤、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固
第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ
トソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生
理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコ
ポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシ
ン・Lーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポ
エチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、
ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマ
ブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセ
プト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電
解質製剤及び注射用抗菌薬

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固
第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ
トソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生
理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬及びエダラボン製剤）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ （略）

（7）～（14） （略）

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤及び注射用抗菌薬）に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」及び「オキシコドン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ （略）

（7）～（14） （略）

保険医が投薬することができる注射薬 (処方せんを交付することができる注射薬) の対象薬剤の追加について

第 1. 対象薬剤の現状

患者が在宅で使用する注射薬については、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行った上で、保険医が投薬することができる注射薬（処方せんを交付することができる注射薬）として、定められている（参考）。

例) インスリン製剤
在宅中心静脈栄養法用輸液
自己連続携行式腹膜灌流用灌流液
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
アダリムマブ製剤 等

第 2. 対象薬剤の追加

- 1 エダラボン製剤については、筋萎縮性側索硬化症（ALS）における機能障害の進行抑制に有効であるが、外来に通院して投与し続けることは困難な者等もいると考えられるため、保険医が投薬できる注射薬に加えることとする。

<エダラボン製剤>

【販売名】

ラジカット注30mg、ラジカット点滴静注バッグ30mg

【効能又は効果】

筋萎縮性側索硬化症（ALS）における機能障害の進行抑制

【用法及び用量】

通常、成人に 1 回 2 管（エダラボンとして60mg）を適当量の生理食塩液等で用事希釈し、60分かけて 1 日 1 回点滴静注を行う。

通常、本剤投与期と休薬期を組み合わせた28日間を 1 クールとし、これを繰り返す。第 1 クールは14日間連日投与する投与期の後14日間休薬し、第 2 クール以降は14日間のうち10日間投与する投与期の後14日間休薬する。

【薬理作用】

フリーラジカルの発生を抑制し、運動ニューロンを酸化ストレスから保護することで病態の進行を遅延させる。

【主な副作用】

急性腎不全、肝機能障害、血小板減少、播種性血管内凝固症候群 等

【承認状況】

平成27年 6 月中薬事承認予定（一部変更）

(参考)

◎ 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）（抄）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一 （略）

二 投薬

イ～ヘ （略）

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三～七 （略）

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和 58 年厚生省告示第 14 号）

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

一・二 （略）

三 投薬

イ～ヘ （略）

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、別に厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、別に厚生労働大臣が定めるものについては当該別に厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

四～八 （略）

◎ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、人成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第 VII 因子製剤、乾燥人血液凝固第 VIII 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 VIII 因子製剤、乾燥人血液凝固第 IX 因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第 IX 因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファノール製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒトソマトメジン C 製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジン I₂ 製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本表に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂ 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・レーシステイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌（かん）流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤及び注射用抗菌薬

二 （略）